

- 【注】
- 1) 販売用動物だけでなく、搾乳牛や繁殖牛など自己の事業の用に供する目的で育成している飼養している家畜もこの台帳に計上します。
 - 2) 終了月日は、販売用動物については出荷の日、自己が生育する牛馬等については成熟して固定資産に振り替えた日を記入します。
 - 3) 飼養日は本年中の飼養日数を記入します。
 - 4) 換算日は飼養日数に週齢、月齢別の飼料要求率により換算した日数を記入します。
 - 5) 飼料費は育成日数又は換算日数により按分します。
 - 6) その他原価は飼料費以外の製造原価(敷料費、畜舎等の租税公課・減価償却費、農機具費、診療衛生費、動力光熱費、人件費(青色専従者給与を含みる。)であり、育成日数で按分します。
 - 7) 育成中の牛馬等については、素畜費のほかは飼料費のみを育成費用としても差し支えないこととなっています。したがって、育成中の牛馬等については、他原価の按分による費用の計上は省略することができます。ただし、肉用牛免税の適用を受ける販売用の牛がいる場合は、育成中の牛馬等にも原価を配賦した方が、免税対象飼育牛の原価が減少(免税所得は増加)して有利であります。

4. 標準原価の設定

労務費は、作業時間により部門別に配賦します。ただし、従事者ごとに労賃単価が異なり、これを個別に原価を配賦するのは煩雑ですので、平均単価に作目別の作業時間を乗じて作目ごとの労務費を計算します。こうすれば個人差を無視して作業別の延べ作業時間さえ集計すればよいこととなります。しかし、この方法でも会計期間が終了しなければ平均単価を出すことができず、期中に生育期間が終了した作物についても期末まで待たないと製造原価が出ないこととなります。そこで、予定単価として標準労賃単価(賃率)を前年度実績などに基づいて設定して労務費を計算します。期末には今年度の実績に基づいて労賃単価を計算し、差異を分析してみましょう。

役員報酬は、役員が農業の現場に従事する場合でも製造原価に含めないで販売費及び一般管理費に計上しますが、役員の作業時間も含んだ作業時間を標準労賃単価に乗じて労務費を計算することにより、より厳密な製品原価を算定することができます。

野菜など自家農産物を加工して漬物などを製造することがあります。ところが、野菜の収穫量は天候などに左右されて年によって増減するため、野菜の製品一単位当たりの製造原価は大きく変動します。このため、加工品の製造原価を算定するにあたっては原料の自家農産物について予定原価である標準材料費を設定して行うこととなります。

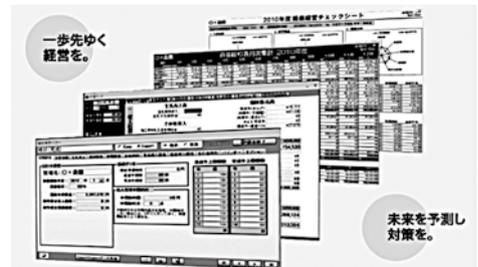
組合員の
皆様へ

酪農家経営管理支援システム DMSシステム Dairy-farm Management Support System

ご利用を検討下さい。→ご用命は広酪事業推進課(電話 0824-64-2072)まで

【目的】

DMSシステムは、月次決算を行い、日々の経営管理を徹底するためのシステムです。その場しのぎではなく、5年後、10年後を見据えた牧場経営のシミュレートを行い、経営管理と飼養管理を一体化したサポートを実現します。経営管理の副産物として青色申告書も作成することができます。



【月次決算を実現するために】

経理処理に時間を掛けるのは、本末転倒です。DMSシステムでは酪農専用の会計ソフト『e酪農経営』を使用することにより、簿記の知識が無い方でも入力できるように配慮しています。また、組合の乳代精算データをインポートする機能もありますので、乳代精算に関する項目は入力を省くことができます。(組合のシステムによりインポートが不可能な場合も有ります)

【乳代精算書データインポート】(イメージ)





森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

第62回

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導相談係
■問い合わせ先
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

製品別原価計算(個別原価計算)

今月は原価計算について触れます。「原価の製品別計算とは、原価要素を一定の製品単位に集計し、単位製品の製造原価を算定する手続きをいい、原価計算における第三次の計算段階である」(原価計算基準 19)としています。畜産物は、未販売動物、すなわち期末に肥育している家畜の期末仕掛品棚卸高を計算する必要があるため、財務会計上も個別原価計算が必要になります。また、育成費用や6次産業化で加工を行っている生産者にとっては必須の計算行程と言えるでしょう。

1. 直接費と間接費

「原価の発生が一定単位の製品の生成に関して直接的に認識されるかどうかの性質上の区別による分類」によって「直接費と間接費とに分類する」(原価計算基準 8)こととしています。

2. 直接費

畜産物の原価計算において、子畜購入代や種付料などの素畜費は、家畜1頭ごとに直接的に賦課することができます。このような原価要素を直接費といいます。

3. 間接費

畜産物の原価計算において、たとえば飼料費は、1回の取引によって発生した費用が特定の家畜に対応するわけではありません。このように個別に直接賦課することができない原価要素を間接費といいます。実務的には、部門を設定して会計処理を行い、個別部門ごとに部門間接費を費目別に集計します。さらに、個別原価計算において部門間接費を一定の配賦基準で個別の製品(農畜産物)に配賦します。たとえば、畜産物の原価計算においては、延べ飼育日数を計算して1日当たりの飼料費など間接費を計算し、個別原価計算の対象となる家畜の飼育日数にこの1日当たりの間接費を乗じて個別の家畜に配賦します。

表 飼養家畜台帳(原価計算表)の例

名称	区分	品種	性別	生年月日	直接費(個別)		終了月日	飼養日	換算日	間接費(按分配賦)			原価合計 A+B	顛末
					繰越額	素畜費				飼料費	その他原価	計		
合計														

凡例 区分 = 1:子牛・育成牛 品種 = 1:乳用種 2:肉用種 3:交雑種
性別 = 1:雌 2:去勢・雄 顛末 = 1:販売 2:死亡等 3:翌年繰越